

業務委託仕様書

1 委託業務名称

「IVS2026」サイドイベント企画・運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託内容

日本最大級のスタートアップカンファレンス「IVS2026」の開催に合わせ、国内外からのスタートアップ関係者と、京都の企業関係者を繋ぎ、京都での新たなビジネスの展開や、京都スタートアップの海外VCからの投資機会の獲得、京都に魅力を感じた企業の京都進出などを促進し、京都スタートアップ・エコシステムの充実を図ることを目的に、サイドイベント・交流会の企画・運営全般を行うこと。

(1) 時期

令和8年7月1日（水）～7月3日（金）

※ 上記日程を基本とし、前後2～3日の開催も可能とする。

(2) 開催場所

京都市内

(3) 委託内容

国内外から参加するスタートアップ関係者と、京都企業関係者を対象に、これまで文化都市、観光都市として国内外に評価されてきた側面に加えて、経営者のクリエイティビティを刺激し、他にはないシナジーを事業にもたらす「ビジネス都市」として、京都市の魅力を発信するトークセッション等のイベントを5回以上開催すること。合計参加者数は250名以上とする。

また、京都の企業関係者との新たなネットワークの構築ならびに本市の課題解決につなげるため、上記イベントに合わせて同数の交流会を開催し、スタートアップ、地域企業、京都市等との50件以上のマッチングを行うこと。

なお、企画に当たっては、以下の点に考慮すること。

- ・ 京都の歴史や文化、景観等を有するユニークベニューを活用
- ・ テーマを絞った濃密なビジネスマッチングの機会の提供
- ・ 京都の課題解決につながるテーマ設定

(テーマ例)

- ・ カルチャープレナー（文化資本や地域資源を活かして新たなビジネス価値を創出し、経済と文化の好循環を生み出す起業家）
- ・ *** in Residence Kyoto（世界中のクリエイターと京都の若者や地域が滞在・交流を通じて協働するプロジェクト）
- ・ 京都基本構想に関連する人文知・哲学と商い
- ・ ソーシャル・イノベーション
- ・ アトツギ（家業を引き継いだ、または引き継ぐ予定の若手経営者が、伝統や経営資源を活かしつつ、新規事業や業態転換など新たな挑戦を行う若手後継者・後継予定者）

4 進捗管理

受託者は、契約後速やかに作業スケジュールを提出するとともに、週1回程度、本市との打ち合わせを設定し、作業スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。また、必要に応じて臨時的打ち合わせを設定すること。

5 実施報告書

本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、当該委託業務の全部または主たる業務の一部を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が業務実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。
- (4) 共同体で本業務を実施する場合は、共同体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同体内の正確な意思伝達を行うこと。
- (5) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。
- (6) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (7) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (9) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (10) 本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。
- (11) 受託者は、本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。